避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人らの所有不動産(自宅土地建物や畑等)について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等から、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に賃貸して収受していた賃料額等を参考にして、被申立人の主張よりも高額の賠償がされた事例。

1124-

1

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1・同X2・同X3(以下、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成26年3月25日付け答弁書及び同年4月9日付け準備書面(1)各記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、金1515万5843円の支払義務があることを認める。

3 支払方法 (省略)

4 継続協議

申立人らと被申立人とは、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月3日

(仲介委員 永山在浩)

(別紙)

H+1 71 2 0 7 7 140			
申立人 X1 について 平成(リン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T	T
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰			•増額分/月額30,000
謝料)	平成25年6月1日~平成26年2月28日	270,000円	円
精神的損害(滯在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用 (物)			
			・財物損害(畑):
不動産の財物損害		808, 150 円	798, 150 円
			・諸経費:10,000円
家財の財物損害			
その他			
一部和解合計額(①)		1, 078, 150 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	1,078,150円

(別紙)

申立人 X2 について 平成〇〇年(東)第〇号事件					
損害項目	期間	金額	備考		
検査費用(人)					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害(日常生活阻害慰					
謝料)					
精神的損害(滯在者慰謝料)					
就労不能損害					

営業損害			
検査費用 (物)			
不動産の財物損害		13, 807, 693 円	・財物損害 畑:72,600円 宅地:2,305.659円 建物:9,128,347円 構築物・庭木: 2,291,087円
家財の財物損害			・諸経費:10,000円
その他			
一部和解 合計額(①)		13, 807, 693 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	13, 807, 693 円

(別紙)

申立人 X3 について 平成〇〇年(東)第〇号事件					
損害項目	期間	金額	備考		
検査費用(人)					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 25 年 6 月 1 日~平成 26 年 2 月 28 日	270, 000 円	•増額分/月額 30,000 円		
精神的損害(滞在者慰謝料)					
就労不能損害					
営業損害					
検査費用 (物)					
不動産の財物損害					
家財の財物損害					
その他					
一部和解 合計額(①)		270,000円			

未精算の仮払補償金(②)	
支払額 (①-②)	270,000 円

避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人らの所有不動産(自宅土地建物や畑等)について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等から、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に賃貸して収受していた賃料額等を参考にして、被申立人の主張よりも高額の賠償がされた事例。

1124-

2

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1・同X2・同X3(以下、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、金1801万8706円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 継続協議

申立人らと被申立人とは、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月7日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 永山在浩)

別紙(申立人X1)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
生命身体的損害	傷害慰謝料	23. 6. 23~25. 8. 9	209, 200	
精神的損害	加算增額事由	26. 3. 1~26. 11. 30	270, 000	
	別紙物件目録1		349, 206	
	同2の建築物		946, 255	
	同2の庭木構築物		152, 030	
財物賠償	同5の畑		4, 208	
	同6の畑		562, 950	
	同7の畑		270, 900	
	同8の畑		359, 168	
小計			3, 123, 917	

別紙(申立人X2)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
財物賠償	別紙物件目録3		768, 553	
	同4の建築物		12, 083, 841	
	同4の庭木構築物		763, 695	
	同9の畑		108, 900	
小計			13, 724, 989	

別紙(申立人X3)

損害項目	内訳	期間 (元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
生命身体的損害	傷害慰謝料	23. 4. 28~25. 8. 9	899, 800	
精神的損害	加算增額事由	26. 3. 1~26. 11. 30	270, 000	
小計			1, 169, 800	

避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人らの所有不動産(自宅土地建物や畑等)について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等から、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に賃貸して収受していた賃料額等を参考にして、被申立人の主張よりも高額の賠償がされた事例。

1124-

3

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1・同X2・同X3(以下、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、金3699万8147円の支払義務があることを認める。

3 既払いの和解金の控除

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対して、平成26年9月3日及び平成27年1月7日付各和解契約書(一部)に基づいて、第1項記載の損害に対する和解金として、合計3317万4549円を支払い済みであることを確認する。

この既払いの和解金3317万4549円を、第2項記載の和解金369 9万8147円から控除する。

4 支払方法

(省略)

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による 賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有 権は移転しないことを相互に確認する。

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立

人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年9月14日 (別紙物件目録省略)

(仲介委員 永山在浩)

別紙(申立人X1)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
生命身体的損害	傷害慰謝料	23. 6. 23~27. 2. 16	336, 800	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料(加算 増額事由)	25. 6. 1~26. 11. 30	540, 000	
	別紙物件目録1の宅地		349, 206	
	同2の建築物		946, 255	
	同2の庭木構築物		152, 030	
	同5の畑		14, 960	
	同6の畑		2,001,600	
	同7の畑		963, 200	
	同8の畑		1, 277, 040	
日本地加田立 /学	同 10 の山林		24, 186	
財物賠償	同 10 上の物置		400, 000	
	同 11 の山林		19, 866	
	同 12 の山林		293	
	同 13 の山林		5, 733	
	同 14 の山林		15, 573	
	同 15 の山林		91, 013	
	同 16 の山林		23, 120	
	諸費用(畑・山林)		10,000	
小計			7, 170, 875	

別紙(申立人X2)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
	別紙物件目録3の宅地		3, 074, 212	
	同4の建築物		21, 212, 188	
日本地加田立 6世	同4の庭木構築物		3, 054, 782	
財物賠償	同9の畑		387, 200	
	同 17 の雑種地		468, 437	
	諸費用 (畑・雑種地)		10,000	
小計			28, 206, 819	

別紙(申立人X3)

24/4 (1 = 2) (12 = 2)				
損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
生命身体的損害	傷害慰謝料	23. 4. 28~27. 2. 16	1, 033, 200	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料(加算增額事由)	25. 6. 1~26. 11. 30	540,000	
財物損害	別紙物件目録 18 の山林		3,718	
	同 19 の山林		43, 535	
小計			1, 620, 453	